ぐんま中大規模木造建築マイスター養成等実施要領

（目的）

第１　この要領は、ぐんま中大規模木造建築マイスターの養成講座の実施及びぐんま中大規模木造建築マイスター登録を適正に行うために必要な事項を定める。

（定義）

第２　ぐんま中大規模木造建築マイスターとは、非住宅分野の木造建築についての技術・知識の向上を図るとともに、県内の林業・木材産業の活性化を目指すために県が実施するぐんま中大規模木造建築マイスター養成講座（以下「マイスター養成講座」という。）の全講義を受講し、県がぐんま中大規模木造建築マイスターとして登録を行った者（以下「マイスター」という。）とする。

（マイスターの役割）

第３　マイスターは、建築物の木造化・木質化へのアドバイスができる者で、次に掲げる活動を行う。

（１）県産木材を活用した非住宅分野の建築物の木造化や木質化の提案・相談

（２）県民への県産木材利用の普及・啓発

（マイスター養成講座内容）

第４　中大規模木造建築の設計に必要となる基礎知識及び技術の習得に必要な次の講座を実施する。

（１）木材・木質材料について

（２）中大規模木造建築設計のプロセス等について

（３）中大規模木造建築物の構造設計について

（４）木造防耐火について

（５）木材コーディネート、地域材の木材調達の流れ等について

（６）木造建築の省エネ・温熱環境設計等について

（７）その他必要な内容

（マイスター養成講座の受講対象者）

第５　県産木材を活用した建築物の木造・木質化に取り組む意欲があり、県民へ公開する登録者名簿に連絡先等の個人情報公開を承諾する次の者

（１）県内に居住している者又は県内に本社もしくは営業所がある法人等に属している者（個人事業者を含む）で、建築士法に規定する建築士の資格を有する者。

※原則として一級建築士を受講対象とする。

（２）県内市町村及び県の建築担当職員

（マイスター養成講座の受講者募集・決定）

第６　受講者は、県が募集する。

２　受講希望者は、ぐんま中大規模木造建築マイスター養成講座受講申込書兼登録申請書を（別記様式第１号）を提出する。

３　受講者の決定については、別途申込者に対して通知する。

（マイスターの登録要件）

第７　マイスターの登録要件は、次に掲げるとおりとする。

（１）マイスター養成講座を受講し、修了証を交付された者。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

（マイスター登録等）

第８　県は、第７の規定による要件を満たし、申請者がマイスターとして適格と認めたときは、マイスター養成講座の終了証を確認した上で登録するものとする。

２　マイスター養成講座の修了は、全ての講習の受講を条件とするものとする。ただし、やむを得ない事情により一部講習が受講できなかった場合は、次年度等に未受講の講習を受講した場合に限りマイスターに登録することができる。

３　登録者名簿の管理は、群馬県環境森林部林業振興課が行う。

（変更の届け出）

第９　マイスターは、申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届（別記様式第３号）により届け出なければならない。

２　県は、前項の規定による届け出があったときは、速やかに登録者名簿の修正を行うものとする。

（登録の取消し）

第 10　県は、マイスターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、登録者名簿から抹消するものとする。

（１）第３の規定による役割を果たせなくなったとき。

（２）死亡したとき。

（３）マイスターとしてふさわしくない行為を行ったとき。

２ マイスターは、前項（１）に該当するときは、取消申請書（別記様式４号）を提出しなければならない。

（マイスターの責務）

第 11　マイスターは、次の責務を負わなければならない。

（１）公平かつ中立の立場で活動すること。
（２）活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならないこと。
（３）知識向上のため、県等が開催する研修会等に積極的に参加すること。

（県の責務）
第 12　県は、マイスターの活動を円滑に進めるため、県民にマイスターの周知を図るとともにマイスターに対して県産木材に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

（その他）
第 13　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要領は、令和３年６月２５日から施行する。

（様式第1号）

ぐんま中大規模木造建築マイスター養成講座受講申込書兼登録申請書

ふりがな 氏　名		公表の可否
住　所	〒	可・否
生年月日	（西暦）　　年　　月　　日	－
建築士資格	□一級建築士　□二級建築士　□木造建築士 □その他（　　）	－
職　種	□設計（意匠）　□設計（構造）　□施工 □行政　□その他	－
勤 務 先	勤務先 （名称） （住所） HPアドレス メール	可・否
連 絡 先	住所（自宅・勤務先） 〒	可・否
	TEL（自宅・勤務先）	可・否
	FAX（自宅・勤務先）	可・否
	メール（自宅・勤務先）	可・否

※公表の可否欄について、どちらかに〇をつけること。
　ただし連絡先は必ず一つ以上の項目を公表しなければならない。
※建築士の資格証の写しを添付すること

【ぐんま中大規模木造建築マイスターの役割】

　ぐんま中大規模木造建築マイスターは、建築物の木造化・木質化へのアドバイスができる者で、次に掲げる活動を行う。
（１）県産木材を活用した非住宅分野の建築物の木造化や木質化の提案・相談
（２）県民への県産木材利用の普及・啓発

本講座は、上記の活動を行う者の育成を目的としており、受講後は、連絡先等を記載した認定者名簿を群馬県ホームページ等で公表します。このため、ぐんま中大規模木造建築マイスターとして登録・公表することに承諾する方のみ本講座をお申し込みください。

（様式第２号）

ぐんま中大規模木造建築マイスター登録者名簿

登録番号	氏名	連絡先		勤務先		所有資格
		住所(自宅・勤務先)	電話・FAX・Eメール	所在市町村	名称	

（様式第３号）

ぐんま中大規模木造建築マイスター登録事項変更届

年　月　日

群馬県知事　様
（林業振興課）

申請者
（氏名）

ぐんま中大規模木造建築マイスター登録申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので変更届を提出します。

記

１　登録年月日　　年　　月　　日

２　登録番号

３　変更内容
（変更前）

（変更後）

４　変更理由

５　変更年月日　　年　　月　　日

（様式第４号）

ぐんま中大規模木造建築マイスター登録取消申請書

年　　月　　日

群馬県知事　様
（林業振興課）

申請者
（氏名）

　ぐんま中大規模木造建築マイスターとして登録していましたが、下記理由により登録の取消を申請します。

記

１　登録年月日　　年　　月　　日

２　登録番号

３　取消申請理由